



## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 大分県大分市大字久十字花影184番地の64  
 氏 名 トーヨー木材工業株式会社  
 代表取締役 板井 利博

**禁複製**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

大分市長 佐藤 樹一郎



許可の年月日 平成27年 4月30日  
 許可の有効年月日 平成31年 2月26日

1. 事業の範囲 (処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。))

事業の区分

中間処理(破碎)

産業廃棄物の種類

木くず、繊維くず、廃プラスチック類、ゴムくず、紙くず、  
ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず

(以上7種類。ただし、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設 (施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号 (産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。))  
裏面に記載

3. 許可の条件

破碎施設を移動式として使用する場合は、産業廃棄物を排出する事業場内に限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 16 年	2 月 27 日	産業廃棄物処分業許可
平成 21 年	3 月 10 日	産業廃棄物処分業更新許可
平成 23 年	11 月 1 日	産業廃棄物処分業変更届
平成 25 年	4 月 3 日	産業廃棄物処分業変更許可
平成 26 年	2 月 27 日	産業廃棄物処分業更新許可
平成 27 年	4 月 30 日	産業廃棄物処分業変更許可
平成 27 年	7 月 23 日	産業廃棄物処分業変更届 (一部破碎廃止)

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の有無  
あり

( 裏面 )

2. 事業の用に供する全ての施設

- (1) 施設の種類：破砕施設（固定式兼移動式）（MORBARK MODEL 3600）  
設置場所：大分市大字屋山字西ノ平54番3、外10筆  
設置年月日：平成23年10月31日  
処理能力：木くず 164.56t/日（8時間/日）  
許可年月日：平成23年9月13日  
許可番号：大分市指令第2425号  
種類：木くず、繊維くず
- (2) 施設の種類：破砕施設（固定式兼移動式）（ハイパークラッシャー DW 3060K）  
設置場所：大分市大字屋山字西ノ平54番3、外10筆  
設置年月日：平成27年4月6日  
処理能力：木くず 272.56t/日（8時間/日）  
廃プラスチック類 173.44t/日（8時間/日）  
許可年月日：平成27年2月12日  
許可番号：大分市指令第21367号  
種類：木くず、廃プラスチック類、繊維くず、ゴムくず、紙くず  
ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず

( 以下余白 )